

## 札幌市移住促進地域おこし協力隊の募集・選考及び活動支援業務仕様書（案）

## 1 委託業務名

札幌市移住促進地域おこし協力隊の募集・選考及び活動支援業務

## 2 趣旨

札幌市は、2021年をピークとして人口減少局面に入るとともに、合計特殊出生率は右肩さがりであり、その数値は政令指定都市の中でも低位に位置し、20代の道外への転出超過数は依然として2,000人を超えている状況にある。

そのような状況においても、合計特殊出生率の上昇など自然増加に向けた取組は引き続き推進・強化していくものであるが、一方で、社会増加に向けた取組にもより一層取り組んでいく必要がある。

社会増加に向けた取組に当たっては、北海道内においては、人口の石狩管内への集中が顕著であり、こと札幌市の人口は北海道の約4割を占めている状況にあり、道内他市町村からの転入者による人口集中は過度にならないよう配慮していく必要がある。

このような状況に配慮しつつ、道外からの移住促進の取組を強化していくべく、札幌市及び市内各地域の新たな魅力の発掘、魅力の発信等を通じて、交流人口や関係人口の拡大はもとより、定住人口の増加を図るため、札幌市移住促進地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を活用していく。

本業務は、上記の達成に向けて、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）としてふさわしい適切な人材を募集・選考し、隊員が活動内容を果たし、移住促進に資する一定の成果を出せるよう必要な支援を行うものである。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

## (1) 募集

ア 委託者が求める人材を選考するための具体的な募集条件等を設定すること。

イ 委託者が求める人材に効果的に訴える求人票を作成すること。

ウ 求人サイトを活用するなど、より多くの人材にアプローチするとともに、委託者が求める人材に応募してもらえるような工夫をすること。

エ 人材の募集にあたっては、委託者の地域おこし協力隊になることの付加価値を上げるような取組を行うこと。

オ 地域おこし協力隊の基本的な条件等は以下のとおりである。

(ア) 募集人員 1名

(イ) 勤務地 札幌市内

(ウ) 求める人材像

札幌市移住促進地域おこし協力隊設置要綱（以下「要綱」という。）案第2条に掲げる要件を全て満たす者で、かつ、要綱案第5条に掲げる活

動に意欲的に取り組み、当該活動を通じて一定の成果を出すことが期待できる者

(1) 活動にかかる条件

形態：委託者と隊員の間に雇用関係のない「委嘱」とし、受託者と隊員との間で雇用契約を締結すること。

委嘱期間：委嘱の日から令和8年3月31日まで

※委嘱の日はおおむね令和7年9月1日を目途とする。

報償費月額：266,666円

※報償費以外のその他手当、経費等については、委託者と受託者の協議により定める。

活動時間：おおむね週38時間

(2) 選考

ア 受託者が書類審査、面接審査等を行う際には、適切な選考を行うこと。

イ 必要に応じて応募者からの相談に対応し、ミスマッチ解消に努めること。

ウ 面接審査等に必要に応じて、委託者を同席させること。

エ 最終面接審査には、委託者を同席させること。また、最終的な合否の決定は委託者が行うものとする。

オ 最終面接審査後に、委嘱予定者の従事開始時期の調整を行うこと。

(3) 地域おこし協力隊の活動支援

ア 隊員ごとの活動計画の作成

隊員の経験や知識、スキル等を活かし、目的達成に向けた最も効果的な実施内容と、それに基づいた具体的な活動計画を作成すること。

イ 地域おこし協力隊の活動に必要なサポートを行うこと。

(7) 活動の進捗管理及び活動実施サポート

a 定例ミーティングを開催すること。

b 定例ミーティング以外でも隊員との連絡を取り合い、問題発生時には直ちに解消に取り組むこと。

c 業務外の隊員の生活に関するサポートも実施すること。

(1) 住居や活動拠点の確保

(ウ) 活動に必要な物品（消耗品等）の調達

(1) 業務後の完全移住及び独立への関係性構築

a 定期的に交流会などを実施し、業務以外の接点も設け、業務のみに留まらない人間関係を構築すること。

b 独立に向けた各種申請などのサポートを行うこと

ウ 隊員の報償及び活動に必要な経費等を適切に支出すること。

エ 地域おこし協力隊の活動又はそのサポートとして、道外の若者を中心とした移住促進につながる、動画の作成及びその効果的な発信並びにポータルサイトなど移住を検討される方が必要とする情報の発信拠点の作成及び運営を行うこと。

(4) 報告書の作成

本業務において受託者が作成・取得した資料をとりまとめ、地域おこし協力隊の活動に関する報告書を作成すること。

なお、報告書の作成に当たっては、地域おこし協力隊の活動による成果を

具体的に記載すること。

(5) その他

隊員に欠員が出た場合は(1)、(2)等を適宜実施すること。また、委託者と受託者の業務分担については、別紙のとおりとする。

## 5 協議

(1) 事業開始時

契約締結後速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。

(2) 事業開始後

ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、進捗確認等を行うための協議を月1回程度行うこと。なお、開催日時については、双方協議の上決定する。

イ 受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

## 6 成果品（報告書）

(1) 報告書の冊子

報告書は日本工業規格A4判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

(2) 報告書の電子データを記録したCD-R 一式

ア 報告書の電子データは、エクセル、ワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとする。

イ メディア露出した記事・映像については、報告書に記載するとともに、電子資料で提出すること。

ウ 電子媒体によるデータ納品については、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(3) 提出期限

事業完了時（令和8年3月31日）とする。

(4) 提出場所

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課

## 7 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担すること。

## 8 実施体制等

(1) 受託者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を整えること。

(2) 委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、業務主任者は、全ての行程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、

札幌市が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、札幌市への迅速な状況報告等）を徹底すること。

- (3) 業務主任者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクトを推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含みリカバリープランを提示し、委託者の承認を得たうえでこれを実施すること。

## 9 委託料に含まれる経費

委託料には、地域おこし協力隊の報酬及び活動に係る経費等、本業務の実施に係る一切の経費を含むものとする。

## 10 委託料の内訳

各業務における委託料の内訳は、以下のとおり。特別交付税措置を見込んでいるため、下記の金額・用途を必ず守ること。

	項目	上限金額
1	地域おこし協力隊の活動サポート	2,000 千円
2	地域おこし協力隊の報酬 (地域おこし協力隊へ支払うもの)	3,200 千円
3	地域おこし協力隊の活動にかかる経費	2,000 千円
4	地域おこし協力隊の募集・採用支援	3,000 千円
	合 計	10,200 千円

## 11 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、札幌市契約規則、札幌市個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 秘密の保持
- ア 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は札幌市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- イ 受託者は、業務の遂行にあたり札幌市個人情報保護条例を遵守し、取得した個人情報の取り扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 知的財産権等
- ア 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に札幌市に無償で譲渡するものとする。

- イ 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、札幌市並びに札幌市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- ウ 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により札幌市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- エ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。
- (6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責めに帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。
- (7) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。
- (8) 委託者において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、委託者はこれを賠償する。

(別紙)

項目	業務	業務分担	
		委託者	受託者
募集	求人票（案）の作成		○
	求人票確定		○
	求人募集サイトへの掲載		○
	市が求める人材へのアプローチ		○
	募集受付		○
選考	書類審査		○
	面接審査	○	○
活動支援	地域おこし協力隊の活動計画の策定		○
	活動計画に基づく地域おこし協力隊の活動サポート（各種支払い、活動の進捗管理、住居の確保等）		○